

杉原誠四郎様

謹復

昨年12月10日付貴信「インターネット特別展「公文書に見る日米交渉―開戦への経緯」における疑義と要請」に関する3月16日付貴信につきまして、改めてご回答申し上げます。

繰り返しになりますが、アジア歴史資料センターは、平成11年の閣議決定「アジア歴史資料整備事業の推進について」に基づき、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所図書館等の国の機関が保管する、日本とアジアの関係に関する歴史資料を電子情報の形でインターネットを通じて情報提供することを任務としております。インターネット特別展「公文書に見る日米交渉―開戦への経緯」もまた、同センターで公開している関係公文書を積極的に紹介することをねらいとしたデジタル展示です。

貴書（『日米開戦以降の日本外交の研究』）は、日米交渉に関する重要な研究文献であることは、当センターとしても十分、認識しております。しかしながら、当該特別展は、開戦までの日本とアメリカの交渉過程を、公文書によってたどることをねらいとするもので、当該特別展の冒頭に記されていますように、まずは初学者に基本的な事実関係を学んでいただくために開設したものであり、優れた研究書を紹介するためのものではありません。

ご指摘のように、特定の「解釈」に基づかない歴史書や専門書はあり得ないことは、その通りであります。しかし、この真珠湾攻撃前後の日米双方の暗号解読の実態とその活用、最後通告の遅延事情などにつきましては、日本外交の評価にもからむ論争的なテーマであるため、それらの「解釈」は敢えて示さないこととし、当該特別展の冒頭説明に、「特定の解釈やイメージを皆さんに提示しようとするものではない」旨記したところです。

本件のような論争的なテーマに関する解釈を逐一、「公平・公正」の観点から紹介することは困難であり、また、特別展示の目的にそぐわず、むしろ基本的な公文書の紹介に力を入れることとしたのは、公的機関としての同センターとしては当然の判断かと考えます。

なお、当該特別展は、あくまで同センターが組織として取り組んだものであり、作成の責任は同センターが負います。したがって、当時の作成者に、作成意図や産駒文献の選定事情などを質すため、作成者を特定のうえ氏名をお知らせするという要望にはお応えできかねますのでご了承いただければ幸いに存じます。

以上のとおり、改めて回答させていただきますので、御理解を賜われれば幸いに存じます。貴重なご意見を頂き誠にありがとうございました。当該特別展の改編の際には、参考とさせていただきます。

謹答

令和2年4月8日

独立行政法人 国立公文書館  
館長 加藤 丈夫  
アジア歴史資料センター  
センター長 波多野 澄夫